

第九章 水位情報の周知

第九章 水位情報の周知

第一節 意義

1 河川の水位情報の周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は市町村が行う避難指示等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

2 公共下水道等の水位情報の周知

都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等（水位周知下水道）の排水施設等について、雨水出水特別警戒区域を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の2第1項・第2項）

3 高潮の水位情報の周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の3）

第二節 水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域

1 知事が指定した河川

河川名	区 域（起点～終点）			指定日
八 田 川	左岸 右岸	春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から 庄内川合流点まで		平成21年6月1日
矢 田 川 (県管理区間)	瀬戸川合流点から		県管理区間下流 端まで（宮前橋ま で）	平成19年6月1日
香 流 川	左岸 右岸	愛知郡長久手市 中川原地先 の名古屋市と長久手 市境から	矢田川合流点ま で	平成19年6月1日
内 津 川	新坂下橋から		庄内川合流点まで	平成19年6月1日
扇 川	滝ノ水川合流点から		天白川合流点まで	平成19年6月1日
山 崎 川	左岸 右岸	名古屋市昭和区 檀溪通五丁目地先 の石川橋から	海まで	平成19年6月1日
		同市同区菊園町 六丁目地先		

大山川	西行堂川合流点から		新川合流点まで	平成21年6月1日	
五条川	青木川合流点から		新川合流点まで	平成19年6月1日	
五条川(上流)	巾下川合流点から		青木川合流点まで	平成19年6月1日	
青木川	般若川合流点から		五条川合流点まで	平成21年6月1日	
領内川	広口池南水門から		日光川合流点まで	平成21年6月1日	
蟹江川	左岸	あま市金岩枝村四番地先	の 上流端から (9.7k地点から)	日光川合流点まで	平成19年6月1日
	右岸	あま市金岩江西上八番地先			
福田川	東源寺杵から		日光川合流点まで	平成21年6月1日	
阿久比川	殿越川合流点から		海まで	平成21年6月1日	
矢作古川	矢作川分流点から		海まで	平成17年7月1日	
乙川	男川合流点から		矢作川合流点まで	平成19年6月1日	
広田川	柳川合流点から		矢作古川合流点まで	平成19年6月1日	
猿渡川	八ツ田橋から		海まで	平成21年6月1日	
籠川	伊保川合流点から		矢作川合流点まで	平成19年6月1日	
逢妻女川	布袋子川合流点から		逢妻川合流点まで	平成19年6月1日	
音羽川	山陰川合流点から		海まで	平成19年6月1日	
柳生川	左岸	豊橋市鍵田町四十九番地先	から (5.2k地点から)	海まで	平成19年6月1日
	右岸	豊橋市前田一丁目十二番地先			
梅田川	火打坂川合流点から		海まで	平成19年6月1日	
佐奈川	帯川合流点から		海まで	平成21年6月1日	

2 市町村長が指定した公共下水道等

公共下水道等名	指定した市町村長	区 域 (起点～終点)		指定日
江川幹線	名古屋市長	名古屋市中村区 名駅三丁目から	名古屋市中村区 名駅四丁目まで	令和4年6月7日

3 知事が指定した海岸

海岸名	区 域 (起点～終点)		指定日
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日

第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

1 知事が指定した河川

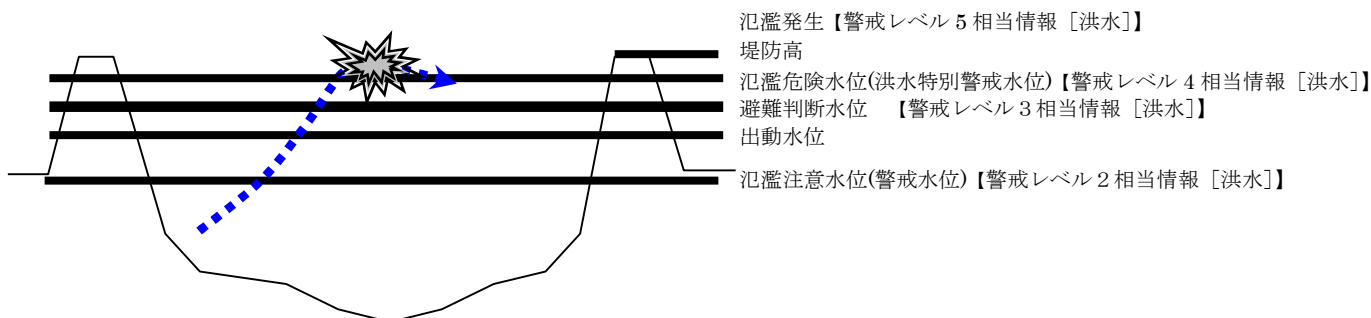
(1) 基準観測所の基準水位

河川名	観測所名	基 準 水 位 (m)					発表者
		水防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危 険 (洪水特 別警戒)	

八田川	味美 (右岸合流点から2.4km)	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾張建設 事務所長
矢田川 (県管理区間)	平子 (右岸13.41km付近)	(2.00)	(2.20)	(2.35)	2.35	2.65	
香流川	猪子石 (左岸1.55km付近)	(0.60)	(1.10)	(1.50)	1.85	2.10	
内津川	松本 (左岸4.760km付近)	(1.10)	(1.60)	(2.00)	2.00	2.20	
扇川	鳴海 (左岸4.30km付近)	T.P. (1.40)	T.P. (2.50)	T.P. (2.85)	T.P. 2.85	T.P. 3.50	
山崎川	瑞穂 (右岸6.390km付近)	(2.20)	(3.00)	(3.50)	3.50	4.05	
大山川	豊山 (左岸1.980km付近)	(2.90)	(3.80)	(4.20)	4.20	4.70	
五条川	春日 (左岸6.43km付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. 5.05	T.P. 5.55	
五条川 (上流)	曾野 (右岸13.71km付近)	(1.85)	(2.60)	(3.15)	3.65	4.05	一宮建設 事務所長
青木川	赤池 (左岸2.08km付近)	(1.70)	(2.40)	(2.90)	3.35	3.70	
領内川	祖父江 (右岸6.84km付近)	T.P. (0.10)	T.P. (0.75)	T.P. (1.30)	T.P. 1.60	T.P. 2.10	海部建設 事務所長
蟹江川	木田 (左岸9.81km付近)	T.P. (0.50)	T.P. (0.90)	T.P. (1.20)	T.P. 1.30	T.P. 1.55	
福田川	新居屋 (左岸10.0km付近)	T.P. (-0.05)	T.P. (0.30)	T.P. (0.60)	T.P. 0.85	T.P. 1.10	
阿久比川	宮津 (右岸5.30km付近)	T.P. (3.30)	T.P. (4.15)	T.P. (4.85)	T.P. 5.45	T.P. 5.90	知多建設 事務所長
矢作古川	小島 (左岸13.73km付近)	3.85	3.85	4.75	6.05	6.10	西三河建設 事務所長
	上横須賀矢作 (左岸6.95km付近)	3.80	3.80	4.50	5.50	5.60	
乙川	大平 (左岸7.750km付近)	(1.65)	(2.35)	(2.85)	3.10	3.70	
広田川	永良 (右岸8.260km付近)	(2.20)	(3.10)	(3.80)	4.60	4.85	知立建設 事務所長
猿渡川	猿渡川 (左岸6.95km付近)	T.P. (3.25)	T.P. (3.80)	T.P. (4.15)	T.P. 4.35	T.P. 4.65	
籠川	京町 (右岸0.55km付近)	(1.65)	(2.10)	(2.45)	2.65	2.95	豊田加茂 建設事務所 所長
逢妻女川	千足 (左岸10.12km付近)	(1.55)	(1.85)	(2.10)	2.20	2.50	
音羽川	国府 (左岸4.40km付近)	(1.40)	(1.85)	(2.15)	2.40	2.70	東三河建設 事務所長
柳生川	花田 (右岸5.05km付近)	T.P. (1.35)	T.P. (2.05)	T.P. (2.60)	T.P. 2.60	T.P. 3.50	
梅田川	浜道 (左岸5.52km付近)	(2.35)	(2.80)	(3.05)	3.05	3.70	
佐奈川	佐土 (右岸8.34km付近)	(1.85)	(2.15)	(2.40)	2.45	2.80	

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、出動水位については、参考水位のため、()書きとしている。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ



氾濫発生【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】
 堤防高
 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】
 避難判断水位【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】
 出動水位
 氾濫注意水位(警戒水位)【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】

(2) 基準水位の読替え表

基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計地点における基準水位は下表による。

河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者
		水防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危 険 (洪水特 別警戒)	
八 田 川	味 美	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾 張 建 設 事 務 所
	十五丁橋(111)	-3.00	-2.40	-2.20	-1.70	-1.35	
矢 田 川	平 子	2.00	2.20	2.35	2.35	2.65	
	印場橋(120)	-4.30	-4.05	-3.90	-3.90	-3.30	
香 流 川	猪子石	0.60	1.10	1.50	1.85	2.10	
	中島橋(105)	-4.95	-4.40	-3.95	-3.60	-3.35	
内 津 川	松 本	1.10	1.60	2.00	2.00	2.20	
	松本橋(110)	-4.80	-4.35	-3.95	-3.95	-3.75	
扇 川	鳴 海	1.40	2.50	2.85	2.85	3.50	
	相生橋(106)	-6.10	-5.00	-4.65	-4.65	-4.00	
山 崎 川	瑞 穂	2.20	3.00	3.50	3.50	4.05	
	可和名橋(107)	-7.05	-6.25	-5.75	-5.75	-5.20	
大 山 川	豊 山	2.90	3.80	4.20	4.20	4.70	
	大山川橋(122)	-5.75	-4.90	-4.50	-4.50	-4.00	
五 条 川	春 日	3.10	3.90	4.60	5.05	5.55	
	春日新橋(174)	-4.25	-3.45	-2.75	-2.30	-1.80	
五 条 川 (上流)	曾 野	1.85	2.60	3.15	3.65	4.05	一 宮 建 設 事 務 所
	出逢橋(91)	-3.30	-2.55	-2.00	-1.50	-1.10	
青 木 川	赤 池	1.70	2.40	2.90	3.35	3.70	
	日吉橋(92)	-3.20	-2.50	-2.00	-1.55	-1.20	
領 内 川	祖父江	0.10	0.75	1.30	1.60	2.10	
	甲橋(93)	-2.85	-2.20	-1.65	-1.35	-0.85	
蟹 江 川	木 田	0.50	0.90	1.20	1.30	1.55	海 部 建 設 事 務 所
	金岩3号橋(94)	-1.85	-1.45	-1.15	-1.05	-0.80	
福 田 川	新居屋	-0.05	0.30	0.60	0.85	1.10	
	新居屋橋33号橋(95)	-1.95	-1.60	-1.30	-1.05	-0.80	

阿久比川	宮津	3.30	4.15	4.85	5.45	5.90	知多建設事務所
	宮津橋(135)	-5.15	-4.30	-3.60	-3.00	-2.60	
矢作古川	小島	3.85	3.85	4.75	6.05	6.10	西三河建設事務所
	小島橋(89)	-6.05	-6.05	-5.15	-3.85	-3.80	
	上横須賀矢作	3.80	3.80	4.50	5.50	5.60	
	上横須賀橋(97)	-3.95	-3.95	-3.25	-2.25	-2.15	
乙川	大平	1.65	2.35	2.85	3.10	3.70	西三河建設事務所
	丸岡橋(96)	(-3.25)	-2.55	-2.05	-1.80	-1.20	
広田川	永良	2.20	3.10	3.80	4.60	4.85	西三河建設事務所
	下永良橋(98)	(-4.05)	-3.15	-2.45	-1.65	-1.40	
猿渡川	猿渡川	3.25	3.80	4.15	4.35	4.65	知立建設事務所
	六反橋(90)	-2.65	-2.10	-1.75	-1.55	-1.25	
籠川	京町	1.65	2.10	2.45	2.65	2.95	豊田加茂建設事務所
	東梅坪橋(99)	-2.60	-2.15	-1.75	-1.60	-1.30	
逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	豊田加茂建設事務所
	千足橋(100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55	
音羽川	国府	1.40	1.85	2.15	2.40	2.70	東三河建設事務所
	森橋歩道橋(104)	-2.20	-1.75	-1.20	-1.20	-0.90	
柳生川	花田	1.35	2.05	2.60	2.60	3.50	東三河建設事務所
	境橋(102)	-2.65	-1.95	-1.40	-1.40	-0.50	
梅田川	浜道	2.35	2.80	3.05	3.05	3.70	東三河建設事務所
	御厩橋(101)	-2.40	-1.95	-1.70	-1.70	-1.05	
佐奈川	佐土	1.85	2.15	2.40	2.45	2.80	東三河建設事務所
	荒古橋(103)	-2.15	-1.90	-1.65	-1.65	-1.30	

備考 1 観測所名のかっこ内の数字は危機管理型水位計の番号(第10章7参照)

2 乙川丸岡橋(96)及び広田川下永良橋(98)の危機管理型水位計は、氾濫注意水位を基準として観測を開始する。

2 市町村長が指定した公共下水道等

雨水出水特別警戒水位

公共下水道等名	観測所名	基準水位(m)	発表者
江川幹線	泥江 (名古屋市中村区名駅4丁目地内)	TP2.127	名古屋市長

3 知事が指定した海岸

(1) 高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	河川課長

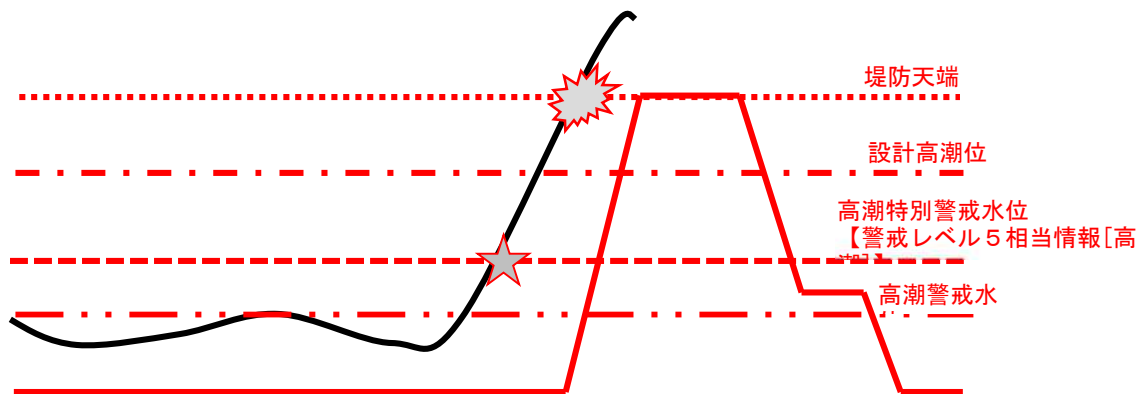
(2) 高潮警戒水位※

海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP1.90	河川課長

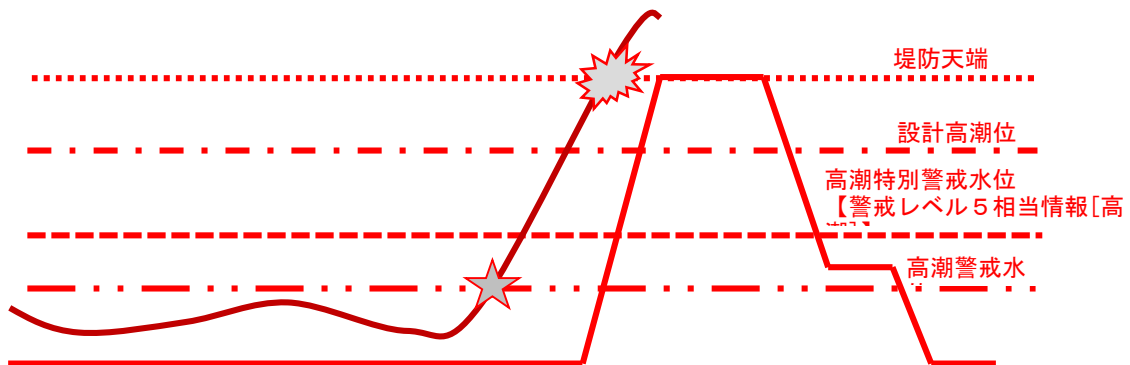
※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位(参考情報)

高潮特別警戒水位及び高潮警戒水位のイメージ

(高潮特別警戒水位)

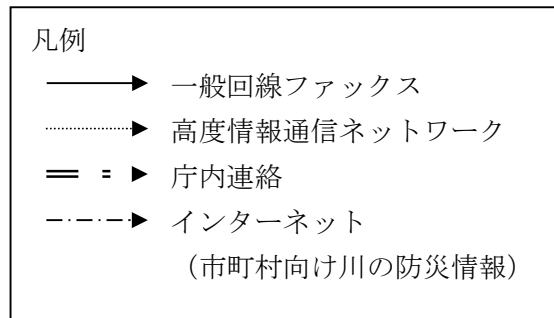


(高潮警戒水位)

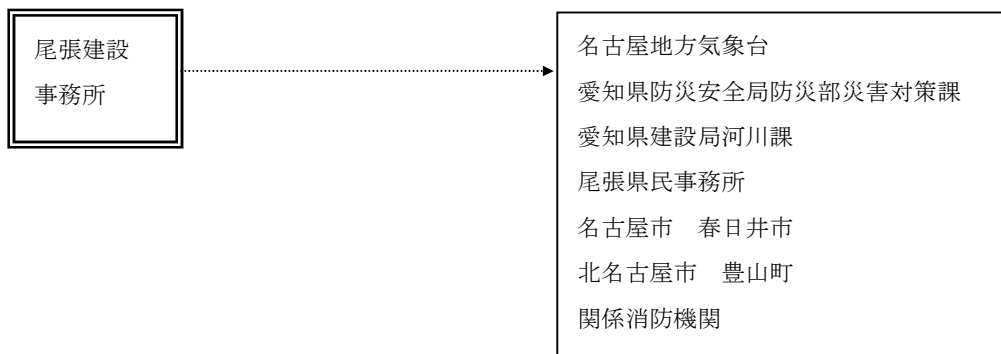


第四節 水位情報伝達系統

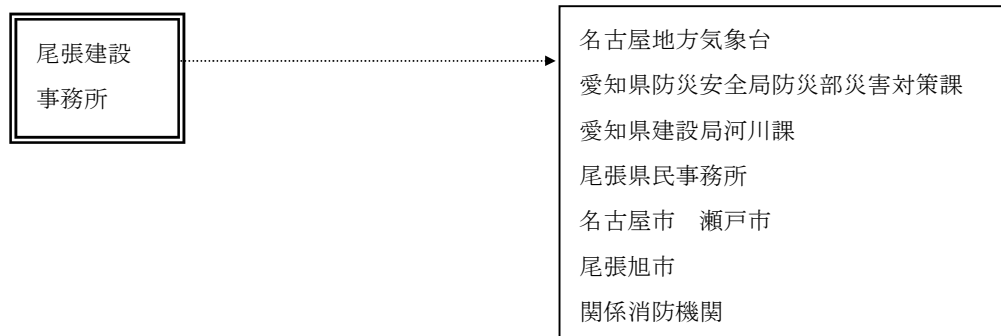
1 知事が水位情報の周知を行う河川



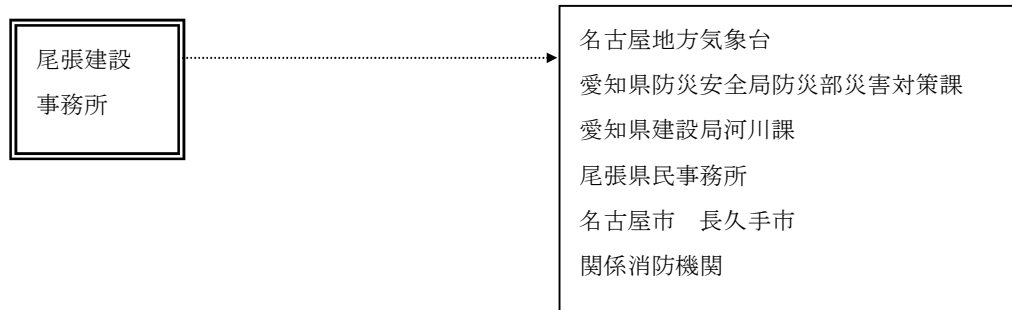
(1) 八田川



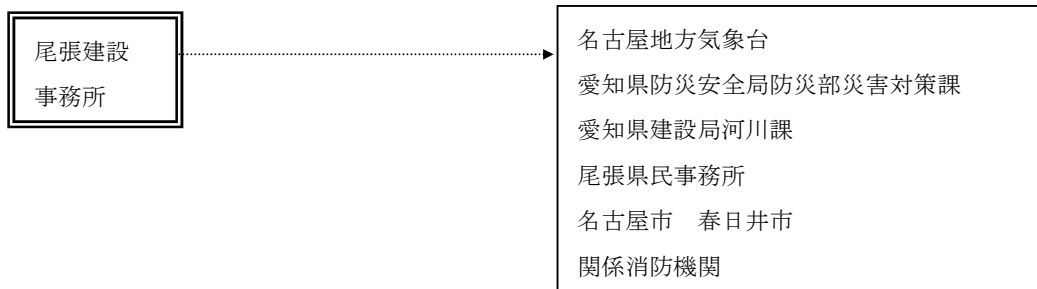
(2) 矢田川（県管理区間）



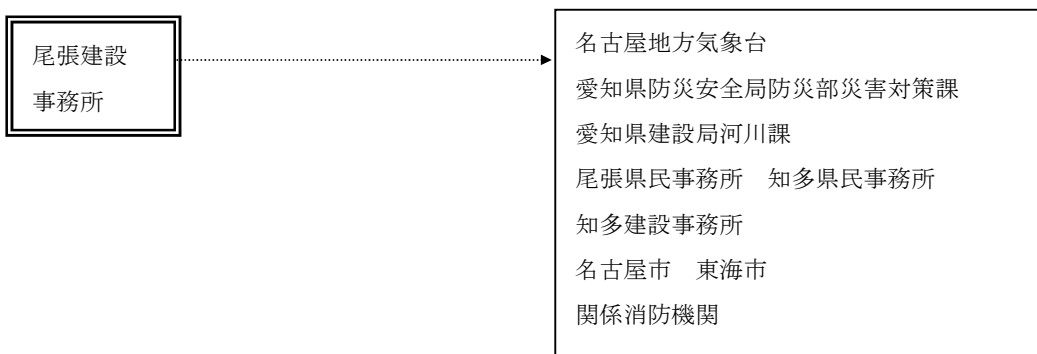
(3) 香流川



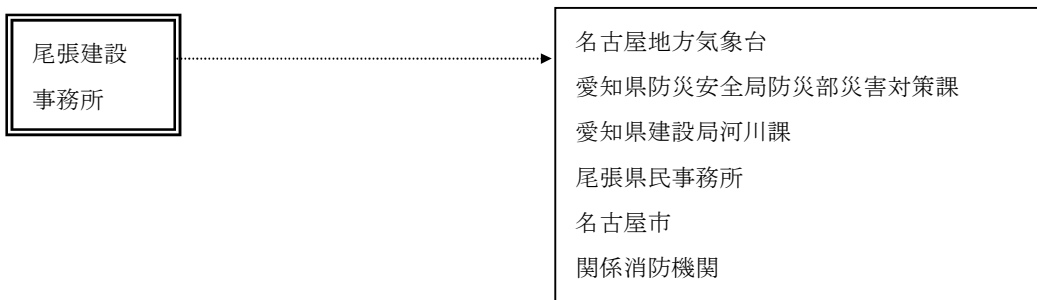
(4) 内津川



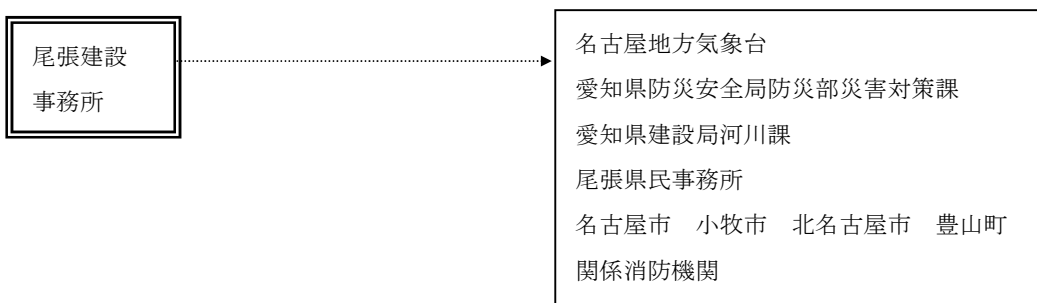
(5) 扇川



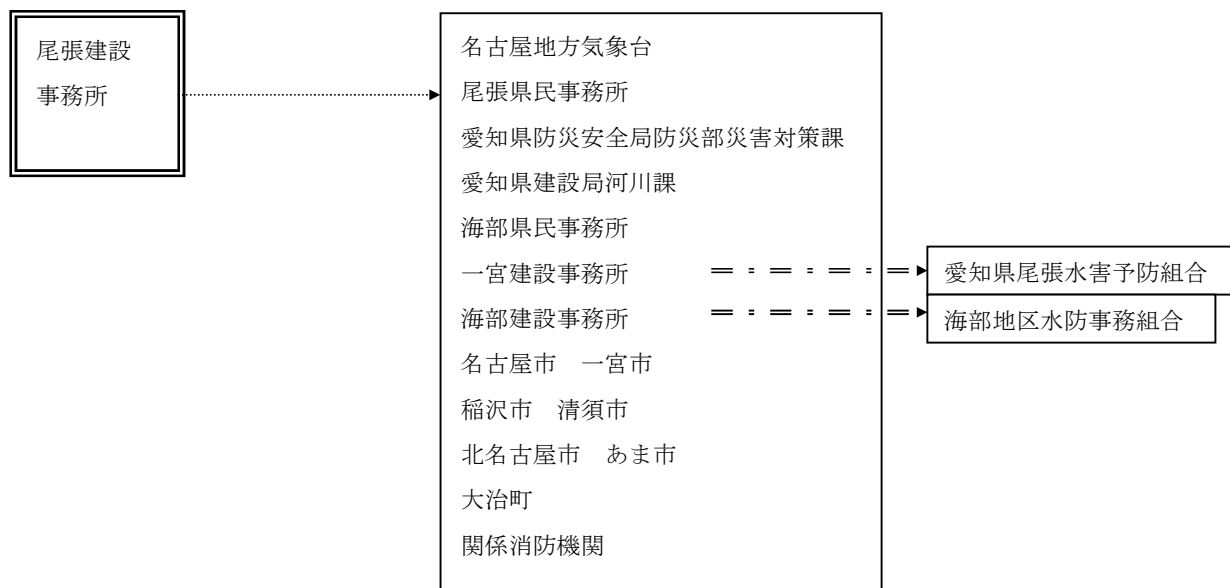
(6) 山崎川



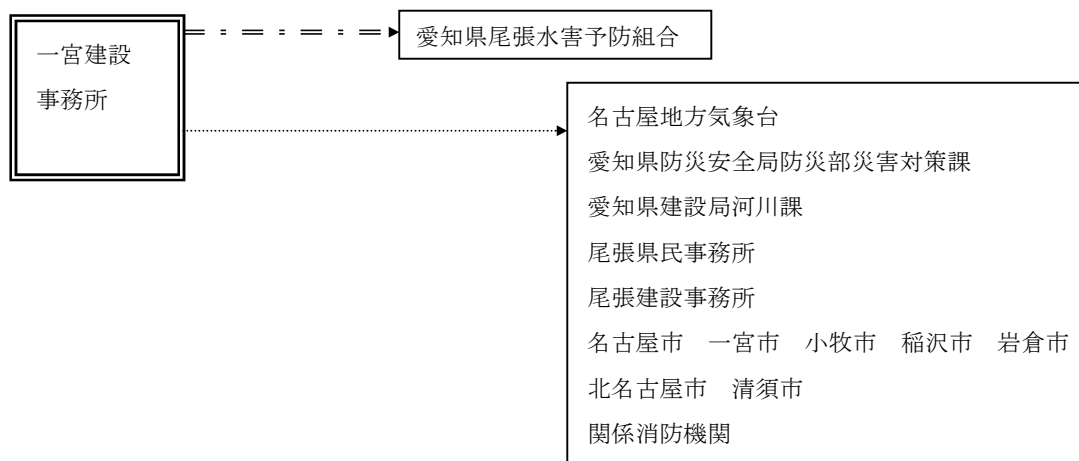
(7) 大山川



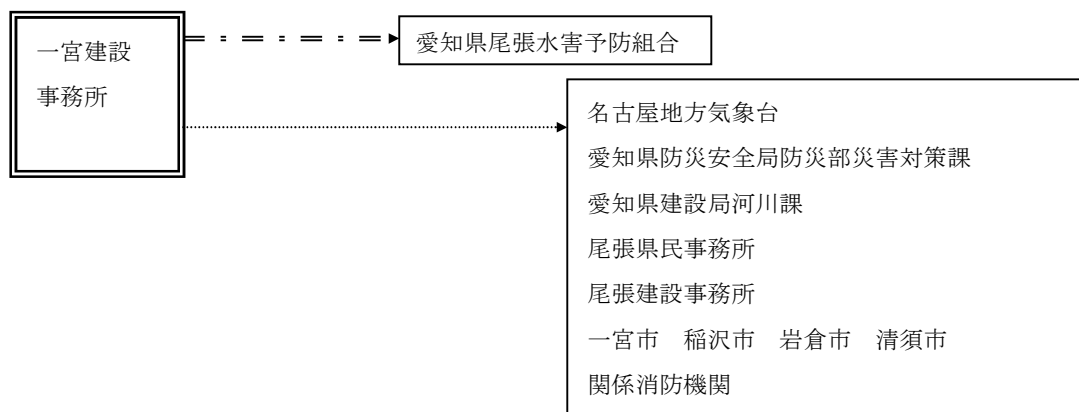
(8) 五条川



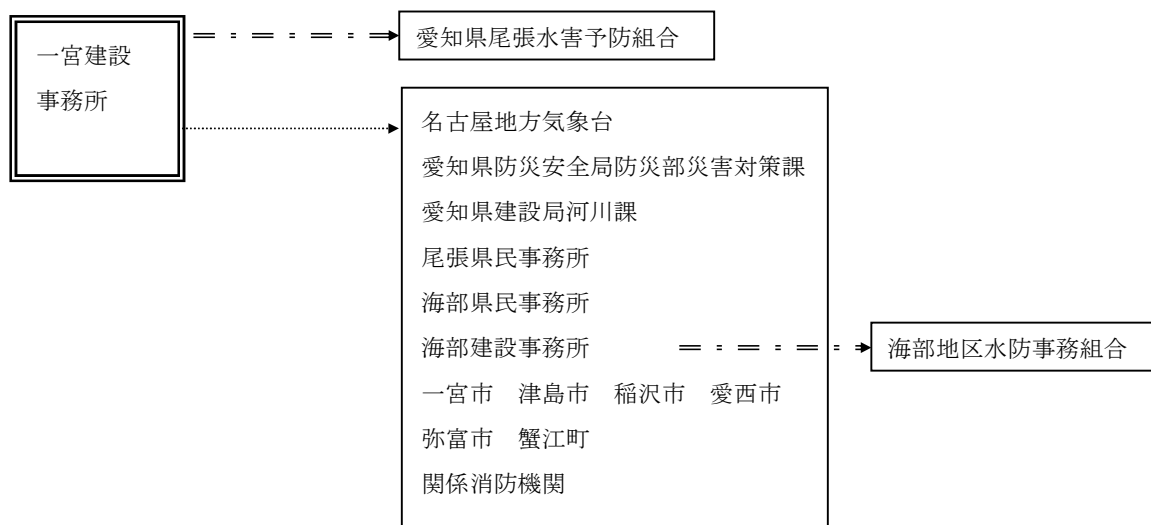
(9) 五条川（上流）



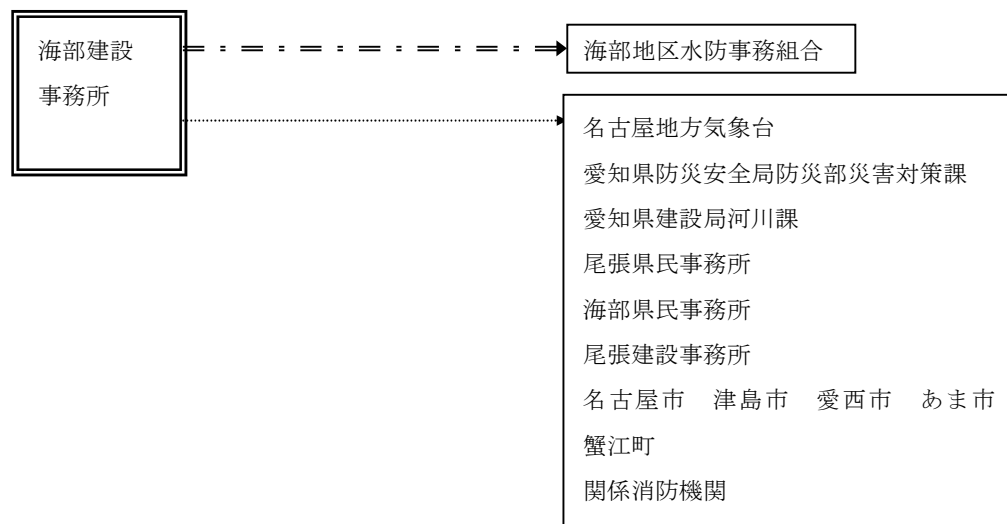
(10) 青木川



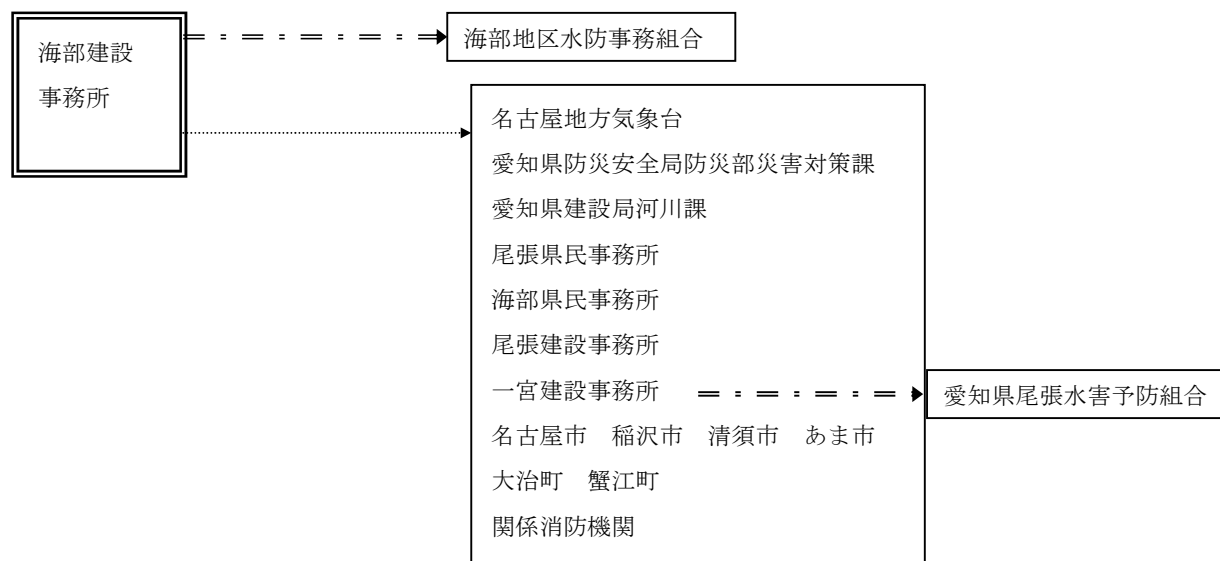
(11) 領内川



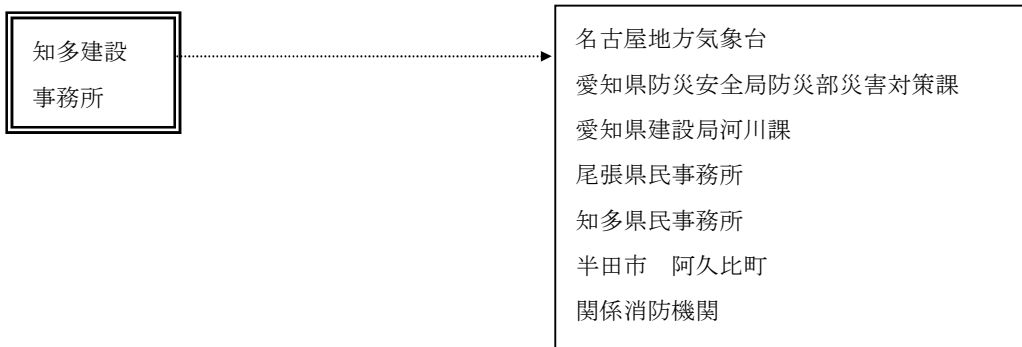
(12) 蟹江川



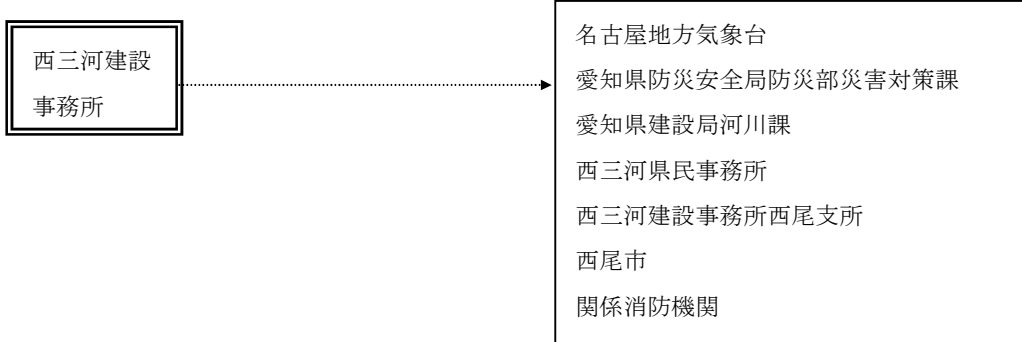
(13) 福田川



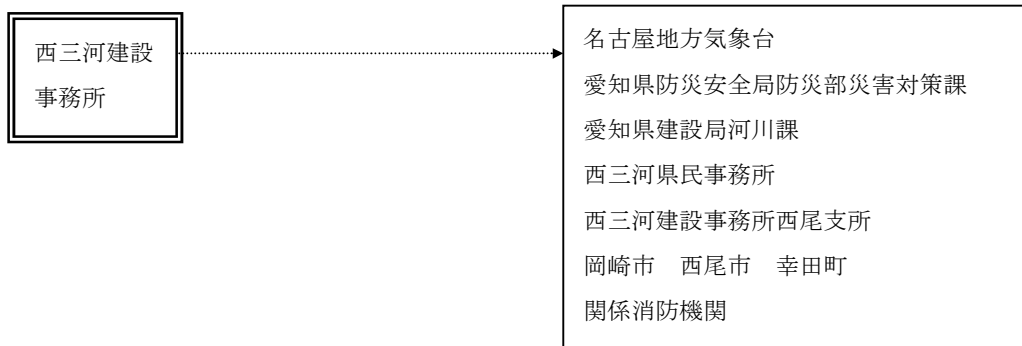
(14) 阿久比川



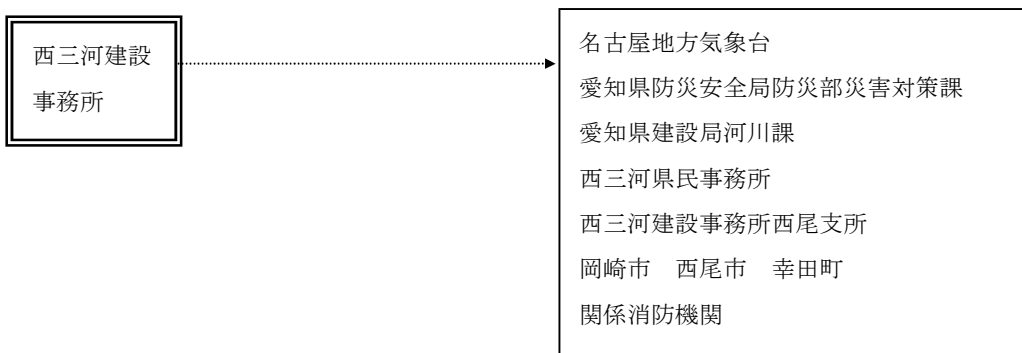
(15) 矢作古川



(16) 乙川



(17) 広田川



(18) 猿渡川

知立建設
事務所

名古屋地方気象台
愛知県防災安全局防災部災害対策課
愛知県建設局河川課
西三河県民事務所
刈谷市 知立市
関係消防機関

(19) 籠川

豊田加茂建設
事務所

名古屋地方気象台
愛知県防災安全局防災部災害対策課
愛知県建設局河川課
西三河県民事務所
西三河県民事務所豊田庁舎
豊田市
関係消防機関

(20) 逢妻女川

豊田加茂建設
事務所

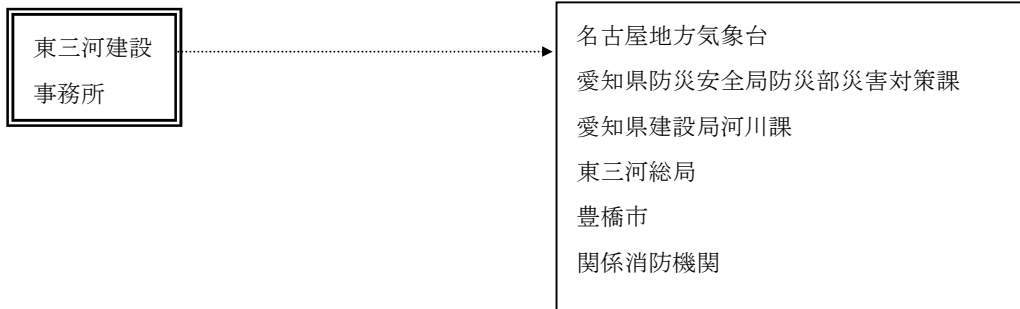
名古屋地方気象台
愛知県防災安全局防災部災害対策課
愛知県建設局河川課
西三河県民事務所
西三河県民事務所豊田庁舎
知立建設事務所
刈谷市 豊田市 みよし市
関係消防機関

(21) 音羽川

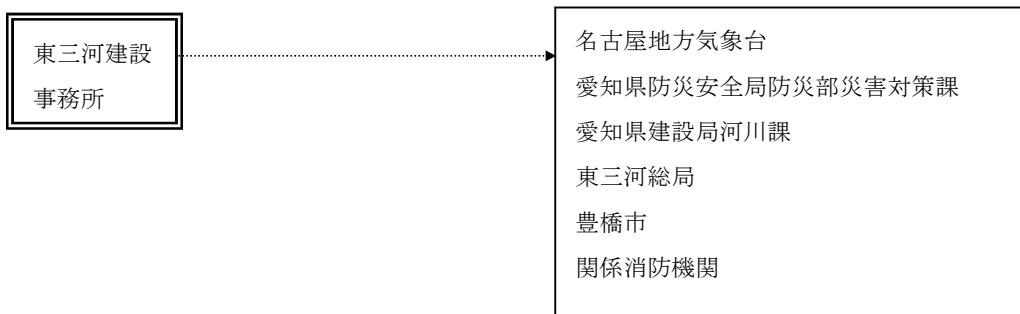
東三河建設
事務所

名古屋地方気象台
愛知県防災安全局防災部災害対策課
愛知県建設局河川課
東三河総局
豊橋市 豊川市
関係消防機関

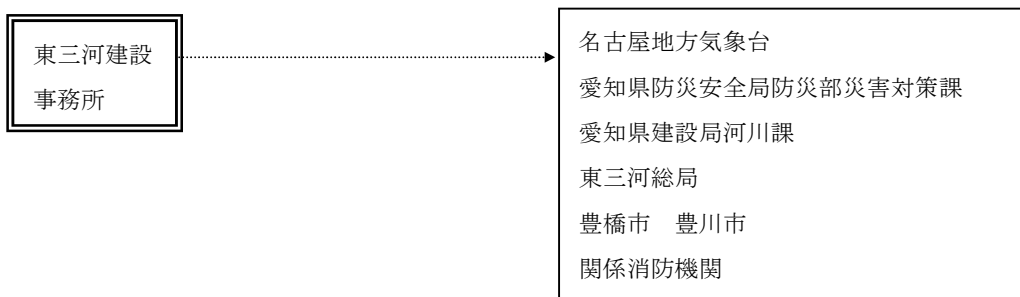
(22) 柳生川



(23) 梅田川

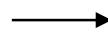


(24) 佐奈川



2 市町村長が指定した公共下水道等

凡例



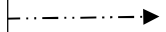
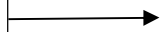
一般回線ファックス



電子メール

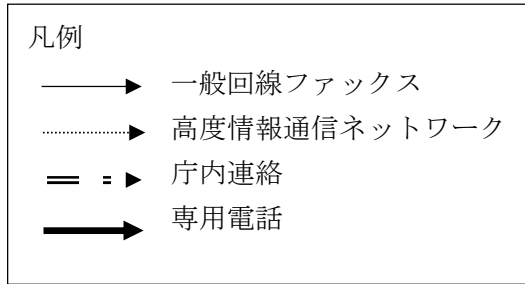
江川幹線

名古屋市長（水防管理者）
（名古屋市防災危機管理局
危機対策室）

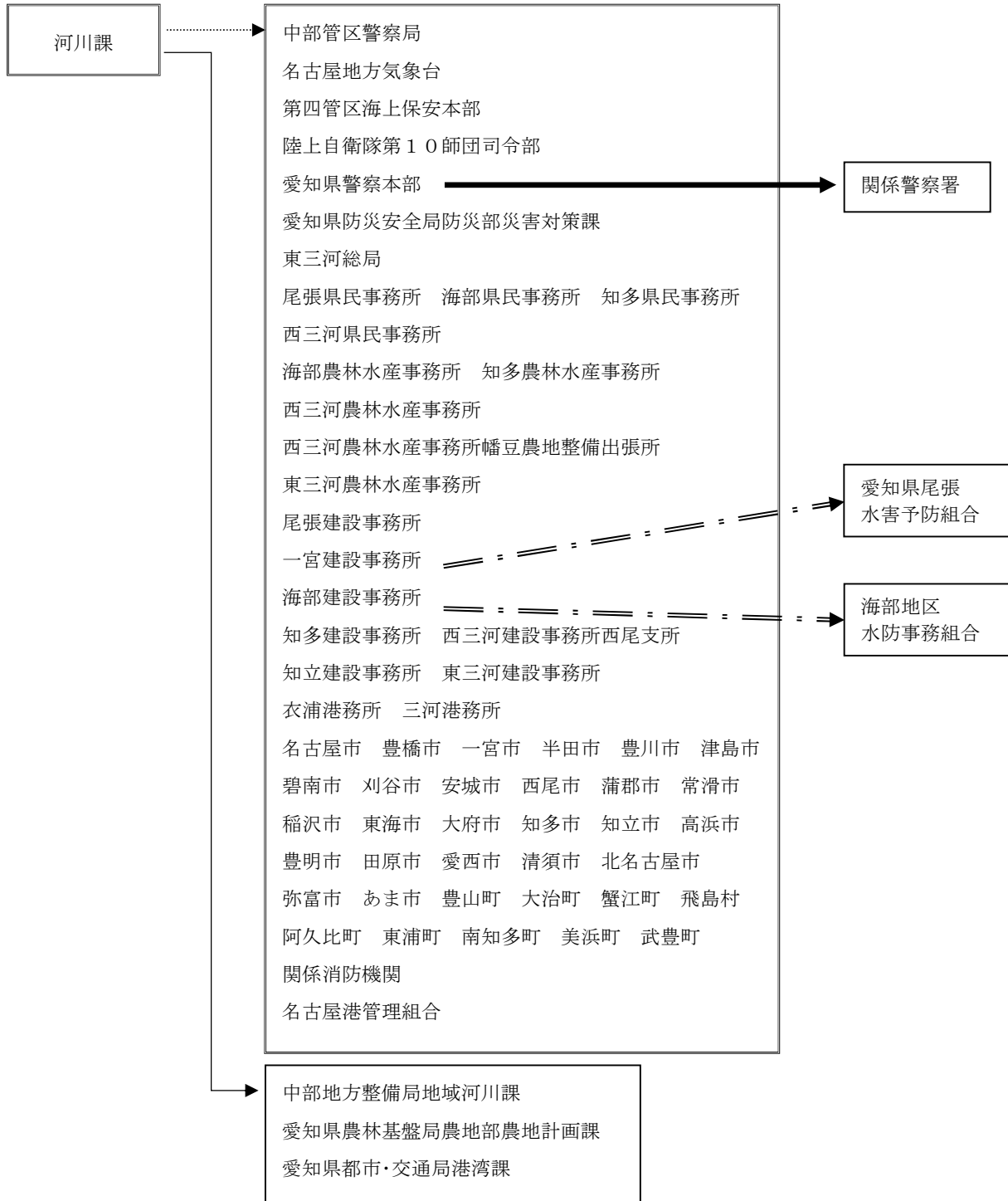


名古屋市上下水道局総務部防災危機管理室（量水標管理者）
愛知県建設局河川課
要配慮者利用施設
地下街等管理者
大規模工場等

3 知事が水位情報の周知を行う海岸



(1) 三河湾・伊勢湾沿岸



第五節 水位情報等発表文例

○級○○川水系○○川 避難判断水位到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分

愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○. ○mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

○○川 ○○観測所 (○○市○○町 ○岸○k○○付近)

堤 防 高 ○. ○m

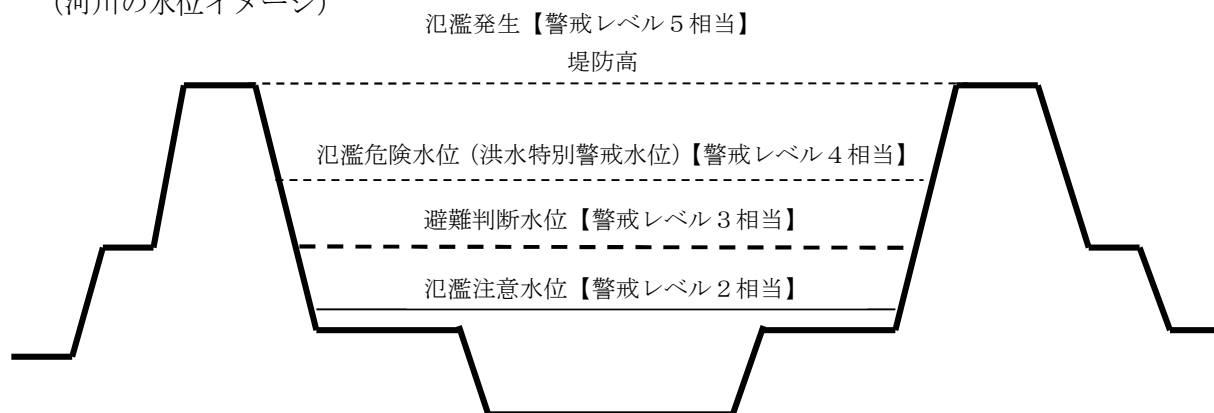
氾濫危険水位

(洪水特別警戒水位) ○. ○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避難判断水位

○. ○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○—○○○—○○○

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、氾濫危険水位〇. 〇mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

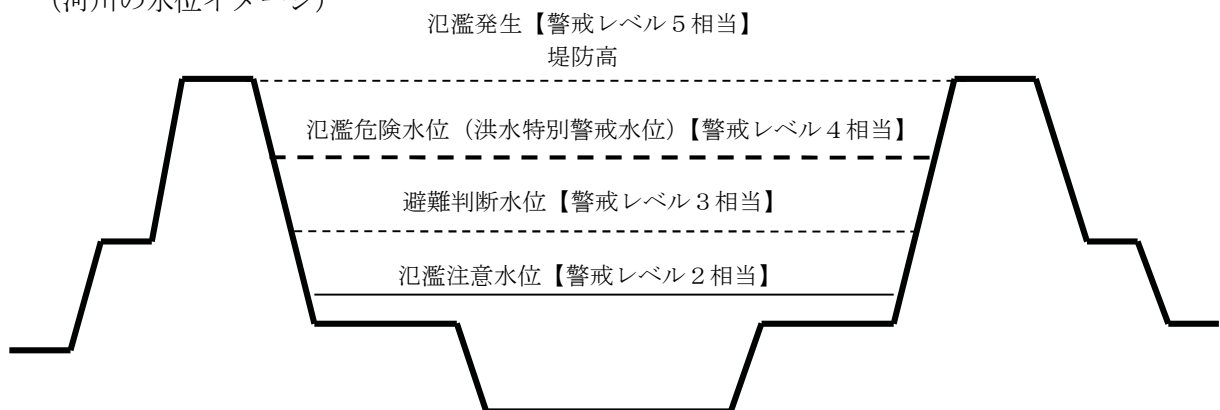
〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

堤 防 高 〇. 〇m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避難判断水位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫発生情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】 〇〇川では、〇〇付近（〇市〇町）で、氾濫が発生しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

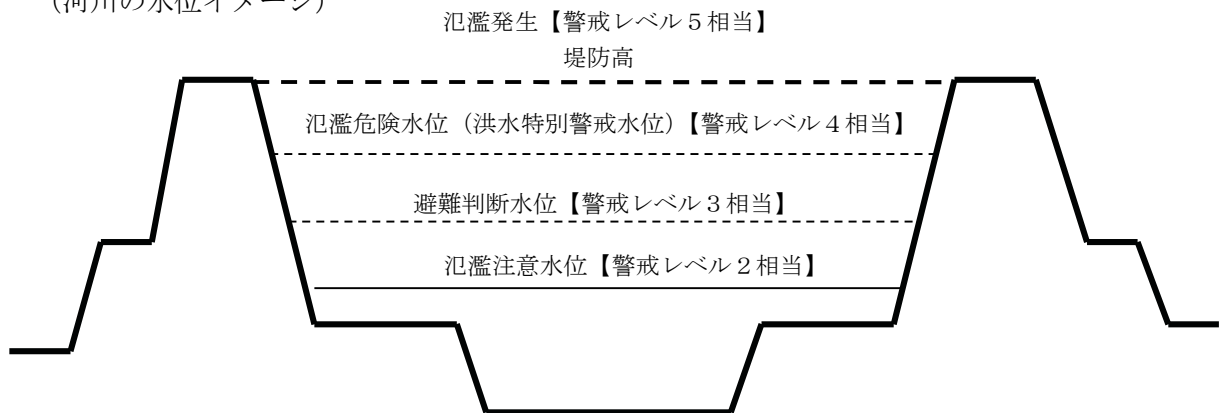
〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)
情報提供元 (愛知県・〇〇市町村)

堤防高 〇. 〇m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避難判断水位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 避難判断水位（相当）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】 〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇危機管理型水位計で〇. 〇mに達しました。この水位は、〇〇観測所（欠測中）における避難判断水位〇. 〇mに相当します。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、避難判断水位に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです(「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)参照)。

(参考)

〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

【〇〇川 〇〇危機管理型水位計 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近) ※欠測時の読替】

堤 防 高 〇. 〇m

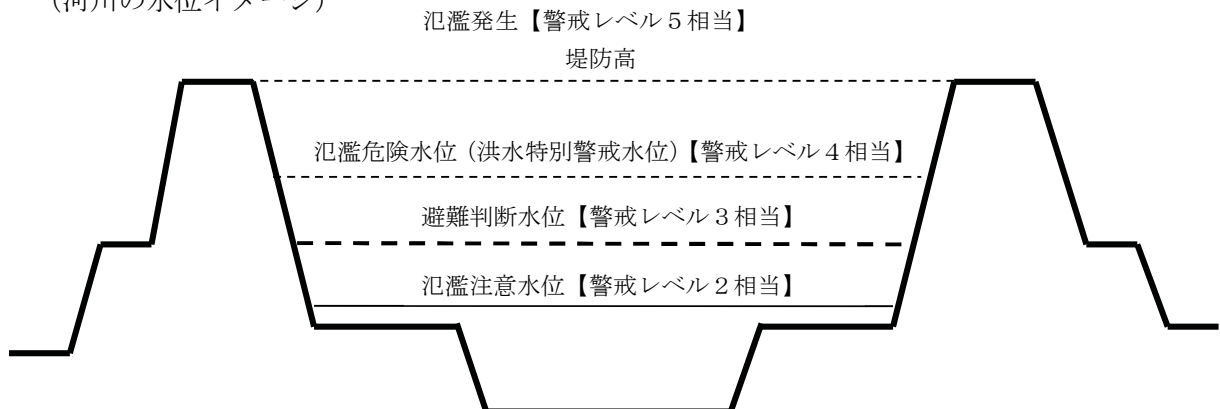
氾濫危険水位

(洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
【〇. 〇m】 (避難指示の目安となる水位)

避難判断水位

〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
【〇. 〇m】

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（相当）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇危機管理型水位計で〇. 〇mに達しました。この水位は、〇〇観測所（欠測中）における氾濫危険水位〇. 〇mに相当します。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同旨を関係市町村長に対して通知するものです（水防法第13条第2項及び第13条の4参照）。

（参考）

〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近）

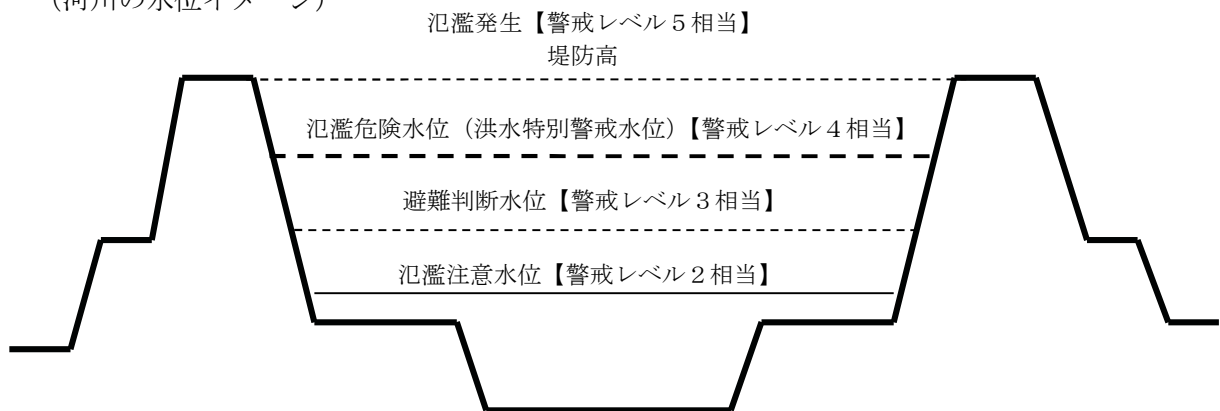
【〇〇川 〇〇危機管理型水位計（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近） ※欠測時の読替】

堤 防 高 〇. 〇m

氾 濫 危 険 水 位
（洪水特別警戒水位） 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
【〇. 〇m】 （避難指示の目安となる水位）

避 難 判 断 水 位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
【〇. 〇m】

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

水位周知下水道（江川幹線）内水氾濫危険水位到達情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
名古屋市発表

名古屋駅周辺地区の水位周知下水道（江川幹線）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、江川幹線の泥江観測所で、内水氾濫危険水位（※）に達しました。地下空間への浸水が発生している、または発生するおそれがあります。

（参考）

排水施設	江川幹線
観測所名	泥江（名古屋市中村区名駅4丁目地内）
内水氾濫危険水位	2. 1 2 7 m (T.P.)

内水氾濫：下水道の排水能力を超える降雨によって、雨水が排水しきれず、道路等の地表面に雨水がたまること

※地下空間への浸水が発生している、または発生するおそれがある水位であり、水防法第13条の2で規定される水位

【問合せ先】

防災危機管理局危機対策室 電話：（052）972－3522

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮])

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [高潮]】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

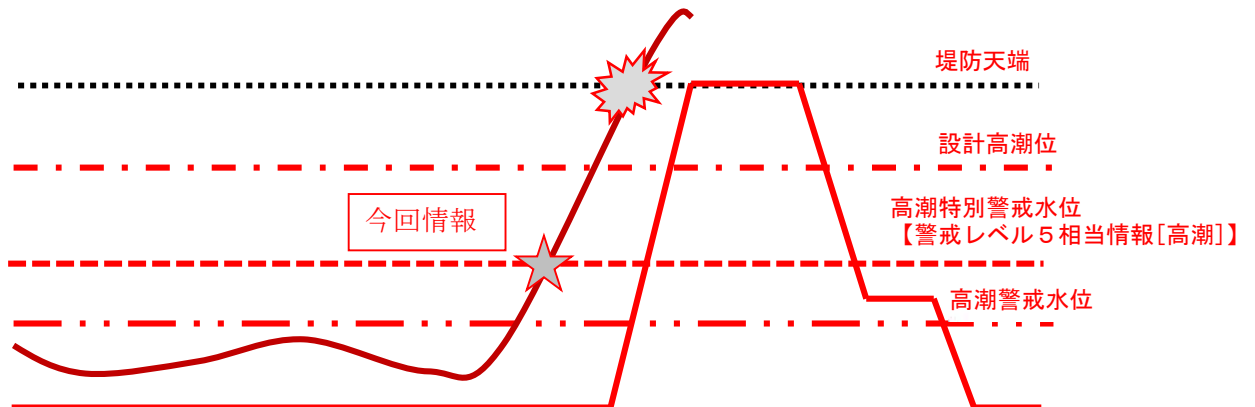
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第13条の3の規定に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所 (東海市南柴田町)

高潮特別警戒水位 TP2.30m

(水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

【主文】

三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位 TP1.9m に達しました。

各地とも水位を注視し警戒をしてください。

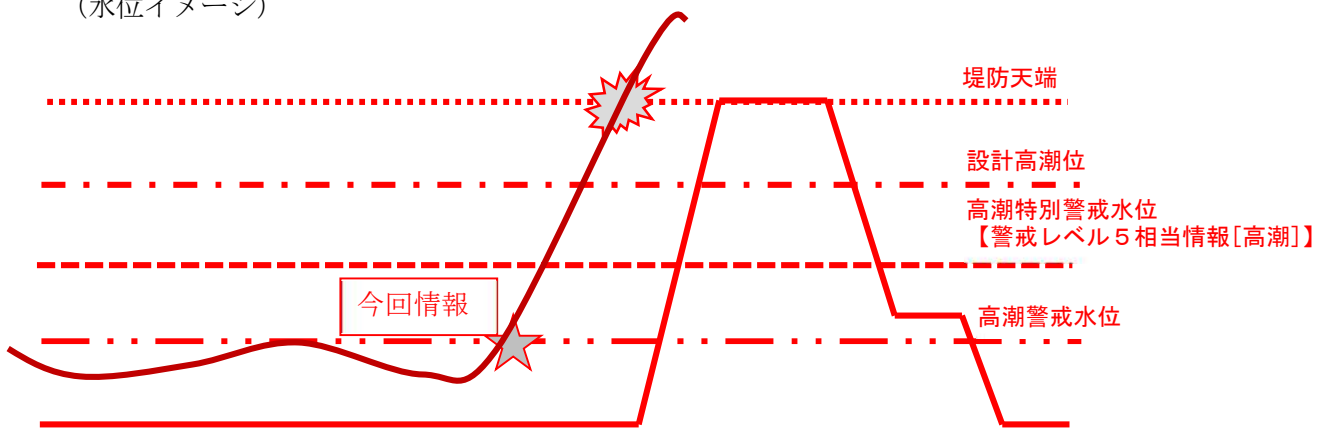
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所 (西尾市一色町)

高潮警戒水位 TP1.90m

(水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮]) 解除

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

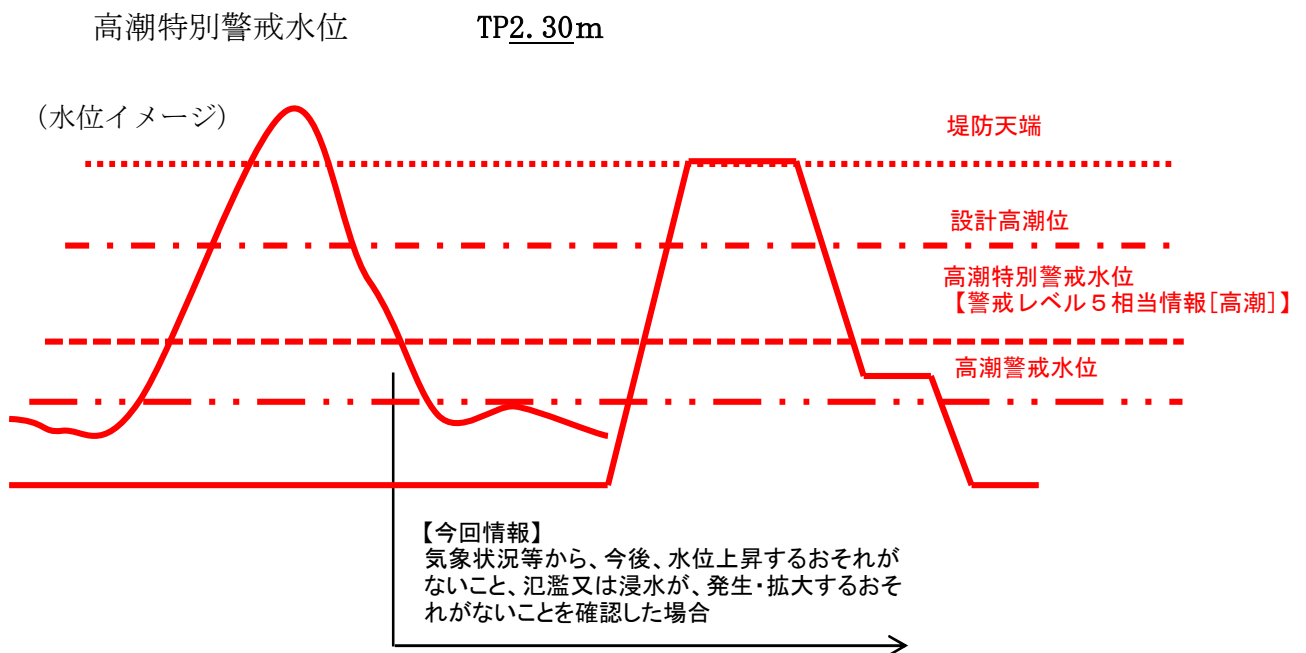
【主文】

【警戒レベル5相当情報[高潮]解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mを下回りました。

(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

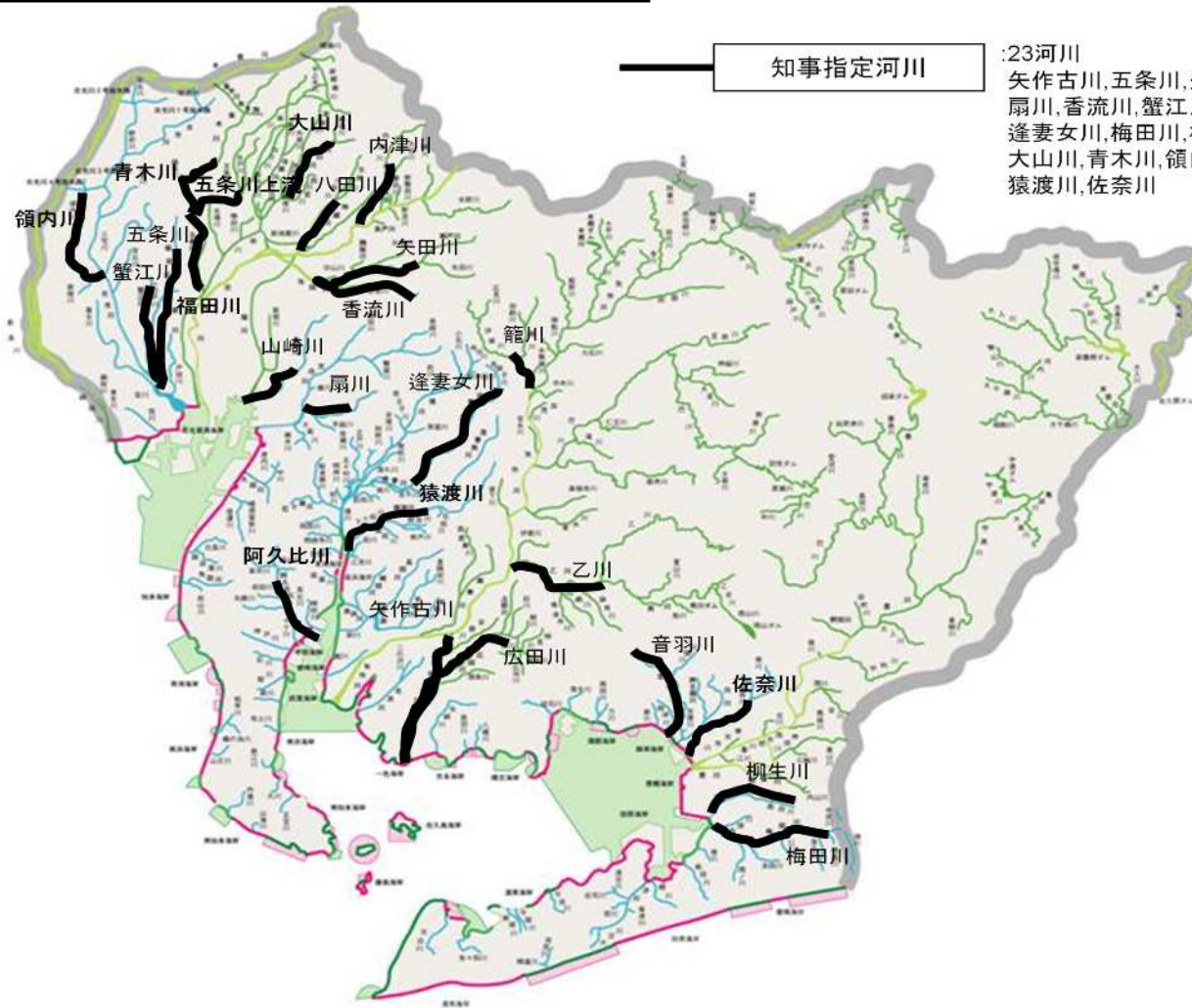
三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南柴田町)



(問合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

水位周知河川 指定状況 (R3.6.1 現在)



知事指定河川

23河川
 矢作古川, 五条川, 矢田川, 山崎川, 内津川,
 扇川, 香流川, 蟹江川, 広田川, 乙川, 籠川,
 逢妻女川, 梅田川, 柳生川, 音羽川, 八田川
 大山川, 青木川, 領内川, 福田川, 阿久比川
 猿渡川, 佐奈川

水位周知海岸 指定状況

終点：弥富市鍋田町

水位周知海岸
三河湾・伊勢湾沿岸

起点：田原市伊良湖町

